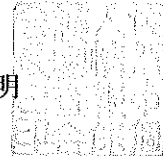


答申第122号  
平成29年4月21日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に  
基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成29年4月18日付佐市都政第33号により諮問がありました「建設部各課が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、慎重を期した運用となるよう基準を整備し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。